

産業建設常任委員会報告

- ・ 6 月議会における議案審査から
議案第 6 2 号 令和3年度宝塚市水道事業会計
補正予算（第 1 号）について
- ・ 議案第 7 2 号・ 7 3 号 工事請負契約（（都）荒地
西山線道路新設改良工事（その 2）・（その 3））
の変更について

議案第62号

令和3年度宝塚市水道事業会計補正予算（第1号）

資料1 新庁舎建設の概要

1 整備スケジュール

市との合築となる新庁舎につきまして、建築に係る詳細設計が令和3年5月末に完成したところです。今後、入札準備を進め、議決が必要となる市の契約分については、市長事務部局から令和3年9月市議会において本契約に係る提案をさせていただく予定としています。この議決後、建設工事に着手し、令和4年度中の完成を目指します。

新庁舎は2階建て鉄筋コンクリート造とし、建物内には上下水道局のほか、危機管理センター、ネットワークセンター及び子ども家庭総合支援拠点を配置することとしています。執務室については、先に完成している倉庫棟に近い東側に上下水道局を配置し、西側には市長事務部局を配置します。

議案第62号

令和3年度宝塚市水道事業会計補正予算（第1号）

資料2 固定資産の売却

1 売却の内容

新庁舎建設用地及びひろば整備用地とするため、昭和53年(1978年)に当時のNTN東洋ベアリング(株)から取得し、現在も上下水道局が所有している旧上下水道局庁舎及び上下水道局公用車駐車場の土地(合計3,079.66㎡)について、その一部を市に売却するものです。

新庁舎建設に係る土地については新庁舎執務室の面積で按分した734.03㎡及びひろば整備に係る土地1,637.98㎡の、合計2,372.01㎡を市に売却します。

売却代金となる521,842千円から現在の帳簿価格227,490千円を差し引いた294,352千円について、収益として予算計上します

売却用地箇所図



新庁舎建設に係る用地

局所有地のうち市の床面積按分相当の用地を今回市に売却します。
新庁舎における市と上下水道局の床面積按分率（市約57%：局約43%）
を用地の按分率にも適用します。

ひろば整備に係る用地

ひろば整備事業に係る用地は市の所管地となるため、この部分の全てを今回市に売却します。

新庁舎

アスベストについて

解体予定の建物内にアスベストを含む建材が使用されていることを事前調査で確認しています。建物解体に先行して行うアスベスト除去作業にあたっては、大気汚染防止法ほか関係法令を遵守し、安全面ならびに飛散防止等に十分配慮しながら万全を期して作業を進めてまいります。

周辺図



工事車両経路
(左折入場・左折退場)



交通誘導員



工事用仮囲い
(万能鋼板 H=3m、一部防ダストフェンス H=2m)

工事状況

(2021年7月上旬～旧上下水道局庁舎撤去工事)



工事状況（市役所西側 県道西宮宝塚線から撮影）



議案第72号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その2））
の変更について

資料1 変更内容及び理由について

1 変更経緯

当初設計の場所打擁壁（U13～U16ブロック、延長57m）と同等の規格であるU17ブロック擁壁（延長15m）を構造物の品質確保の観点から追加するため、設計変更を行う。
（当初請負額 358,710,000円、第1回変更請負額 430,892,000円、72,182,000円の増額）

2 変更内容及び理由

- （1）道路土工 1式（21,753千円増）
U17ブロック追加による床堀、埋戻し、基面整正、土砂等仮置き・運搬処分等の変更に伴い増工する。
- （2）法面工 1式（4,835千円増）
U17ブロック追加に伴いグラウンドアンカー土留工を追加する。
- （3）場所打擁壁工 1式（31,247千円増）
U17ブロック追加に伴い鉄筋組立、型枠組立、コンクリート打設、防水工等を追加する。
- （4）仮設工 1式（13,666千円増）
U17ブロック追加に伴い鋼矢板及び切梁腹起しによる土留工を追加する。
- （5）その他 1式（681千円増）
U17ブロック追加に伴い土質試験調査を追加する。

議案第 7 3 号
工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その 3））
の変更について

資料 1 変更内容及び理由について

1 変更経緯

埋戻しに適さない転石の撤去処分を追加、及び次期工事以降の施工を考慮した埋戻し端部の土留めを追加する。その他、現場状況を踏まえた施工業者との協議により設計変更を行う。

これまでの変更経過は以下のとおり。

項目	請負額	主な変更内容
当初	519,200,000円	—
第 1 回 変更	577,188,700円 (57,988,700円増)	・ 残土の水素イオン濃度が高いことによる受入処分地の変更 ・ 施工業者から効率的な施工計画の提案により仮設工の変更
第 2 回 変更	616,625,900円 (39,437,200円増)	・ 掘削範囲の中に自然由来の特定有害物質の現出により残土処分地の 変更
第 3 回 変更	608,604,700円 (8,021,200円減)	・ 第 2 回変更の残土処分地から安価な処分地への変更 ・ ボックスカルバートにひび割れ誘発目地の設置追加
第 4 回 変更	608,426,500円 (178,200円減)	・ 以下の 2 に示すとおり

2 変更内容及び理由

(1) 土工 1 式 (320千円増)

ボックスカルバート築造後の埋戻し土として仮置きしている土砂の中に、埋戻しに適さないサイズの転石が存在するため、それを撤去、集約し、処分することに伴い増工する。【写真 1】

(2) 函渠工 1 式 (3,127千円増)

主要な工事材料である生コンクリートの価格が 20～23%上昇したため、工事請負契約書第 20 条第 6 項 (※1) の単品スライド条項に基づき、施工業者から契約金額を変更することの求めがあったもので、兵庫県の運用マニュアルに基づき増額変更する。

(生コンクリート価格の上昇要因は、原材料費や輸送費などの高騰分が価格に転嫁されたものである)

(3) 仮設工 1 式 (1,896千円増)

次期工事において、ボックスカルバート上部を作業ヤードとして活用する計画としており、埋戻し端部 (ボックスカルバート端部) に土留めが必要になったことより増工する。【写真 2】

(4) その他 1 式 (5,521千円減)

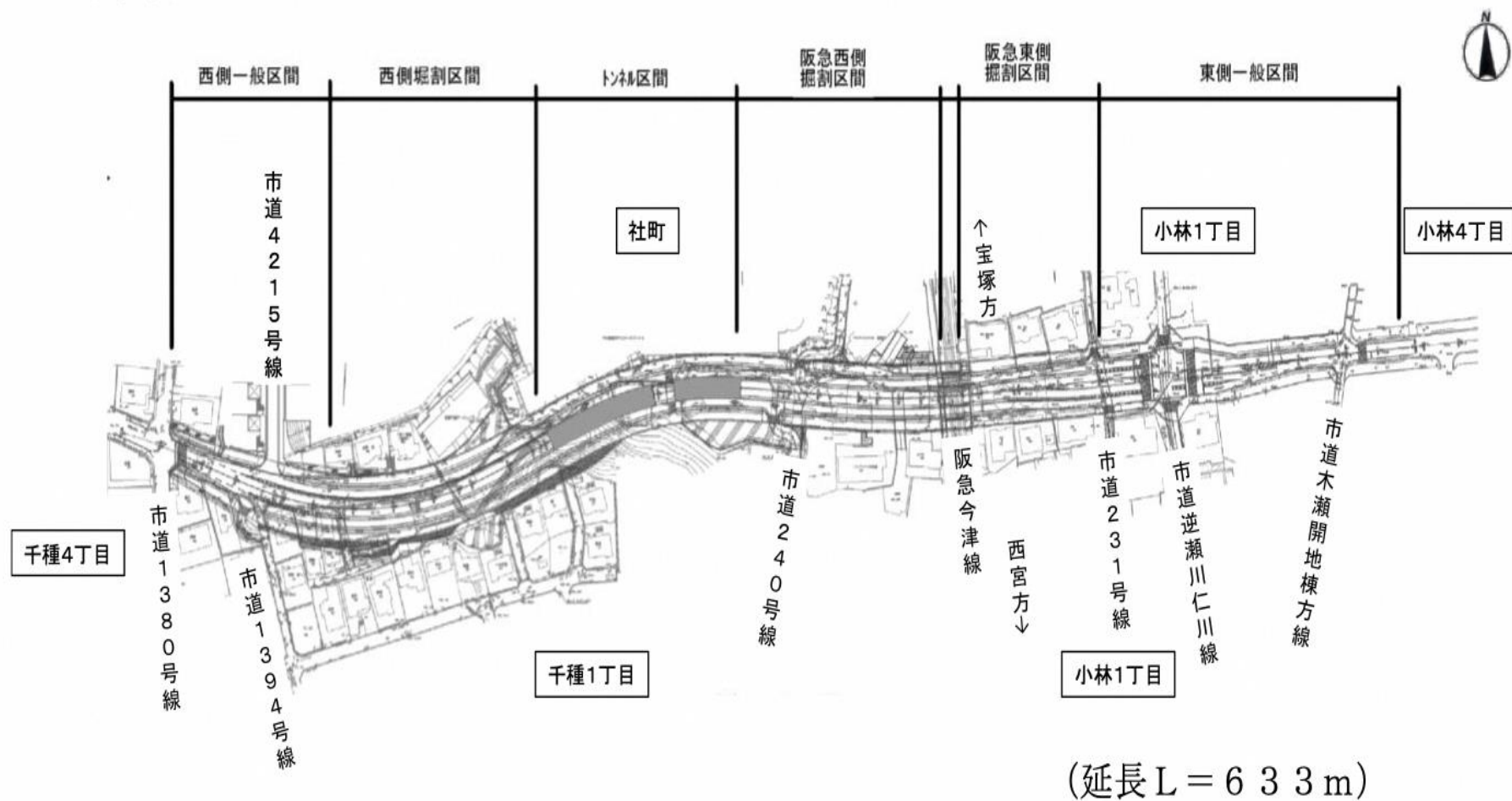
現場状況を考慮して数量精査を行ったことにより変更する。

(東側からのみの工事車両の進入及び退出にしたことによる交通誘導警備員の減、工事現場仮囲いを次期工事に引き継ぐことによる撤去費の減等)

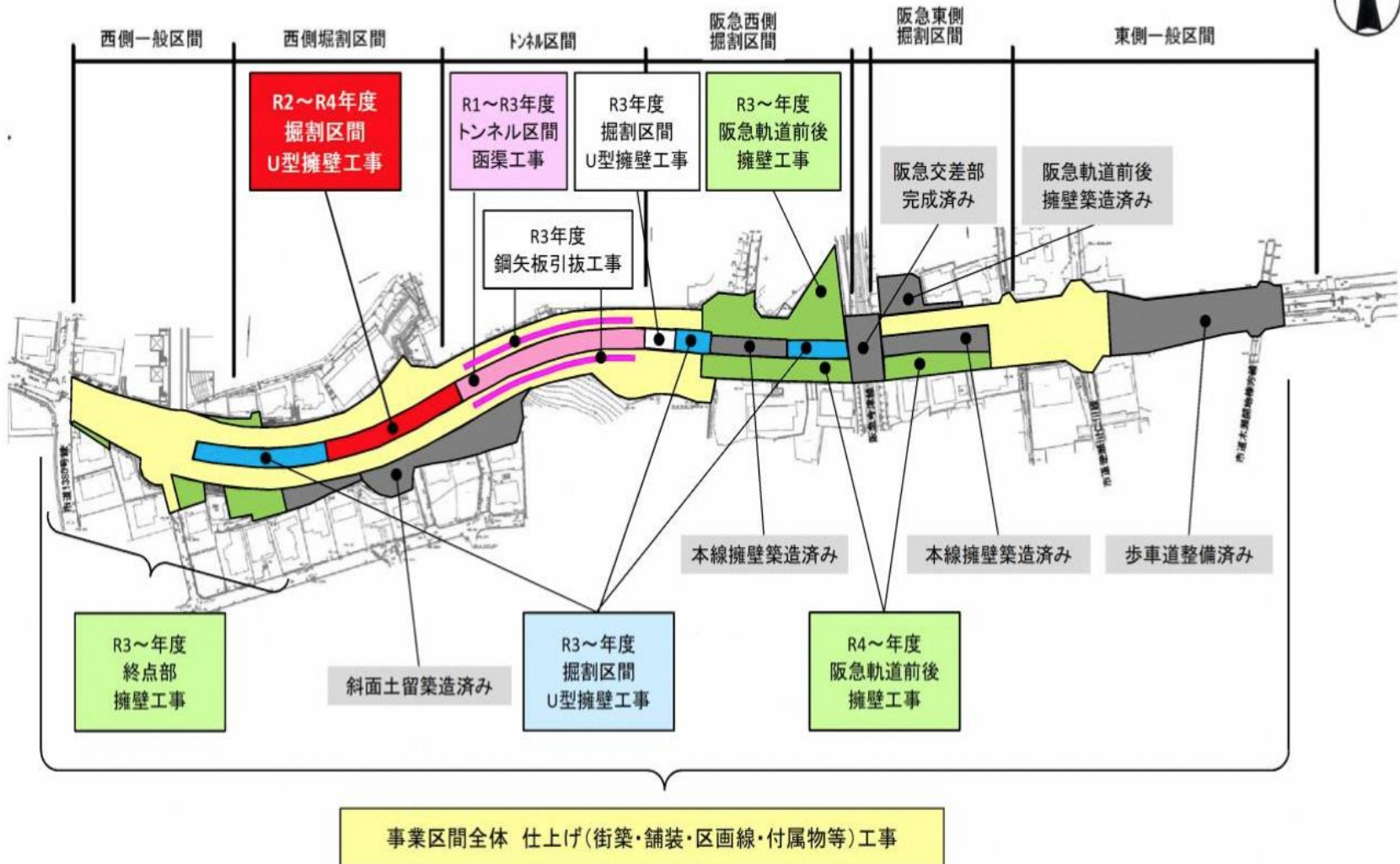
※1 工事請負契約書第 20 条第 6 項

特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ契約金額が不適當となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、協議により契約金額を適当な額に変更することを求めることができる。

3 平面図

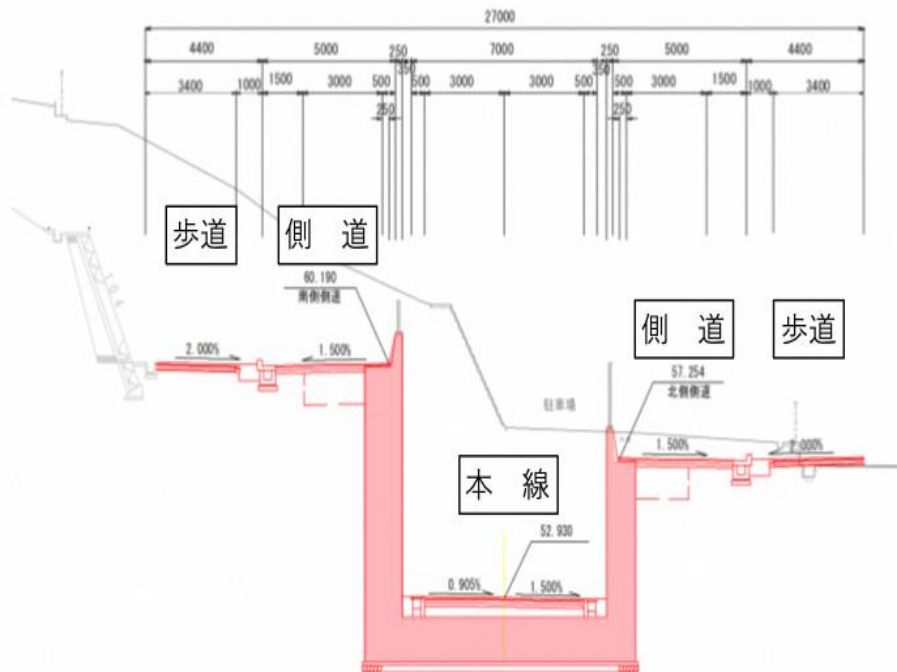


(都) 荒地西山線 (小林工区) 整備事業 工事計画



4 横断図

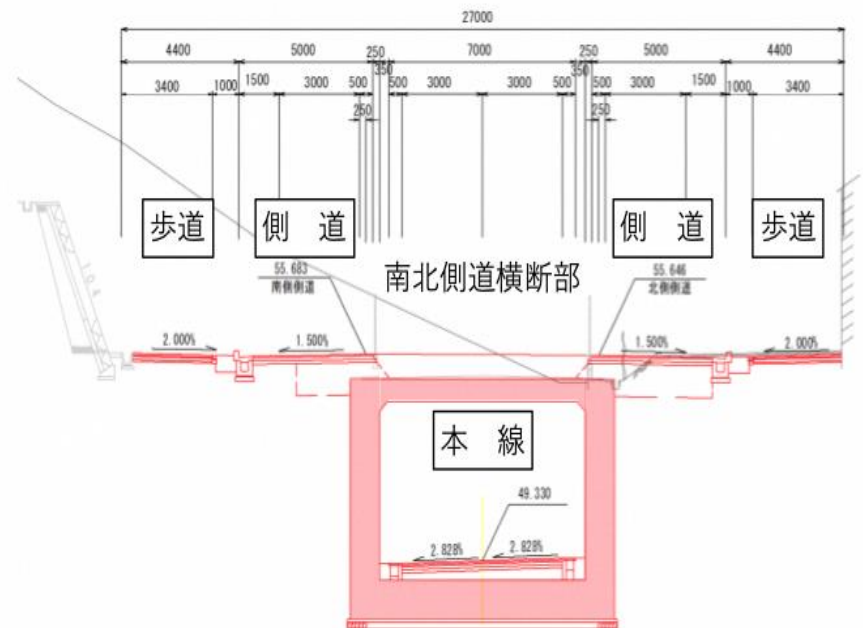
(3) 掘割区間の例



(構造：鉄筋コンクリート製

現場打ちU型擁壁)

(4) トンネル区間の例



(構造：鉄筋コンクリート製

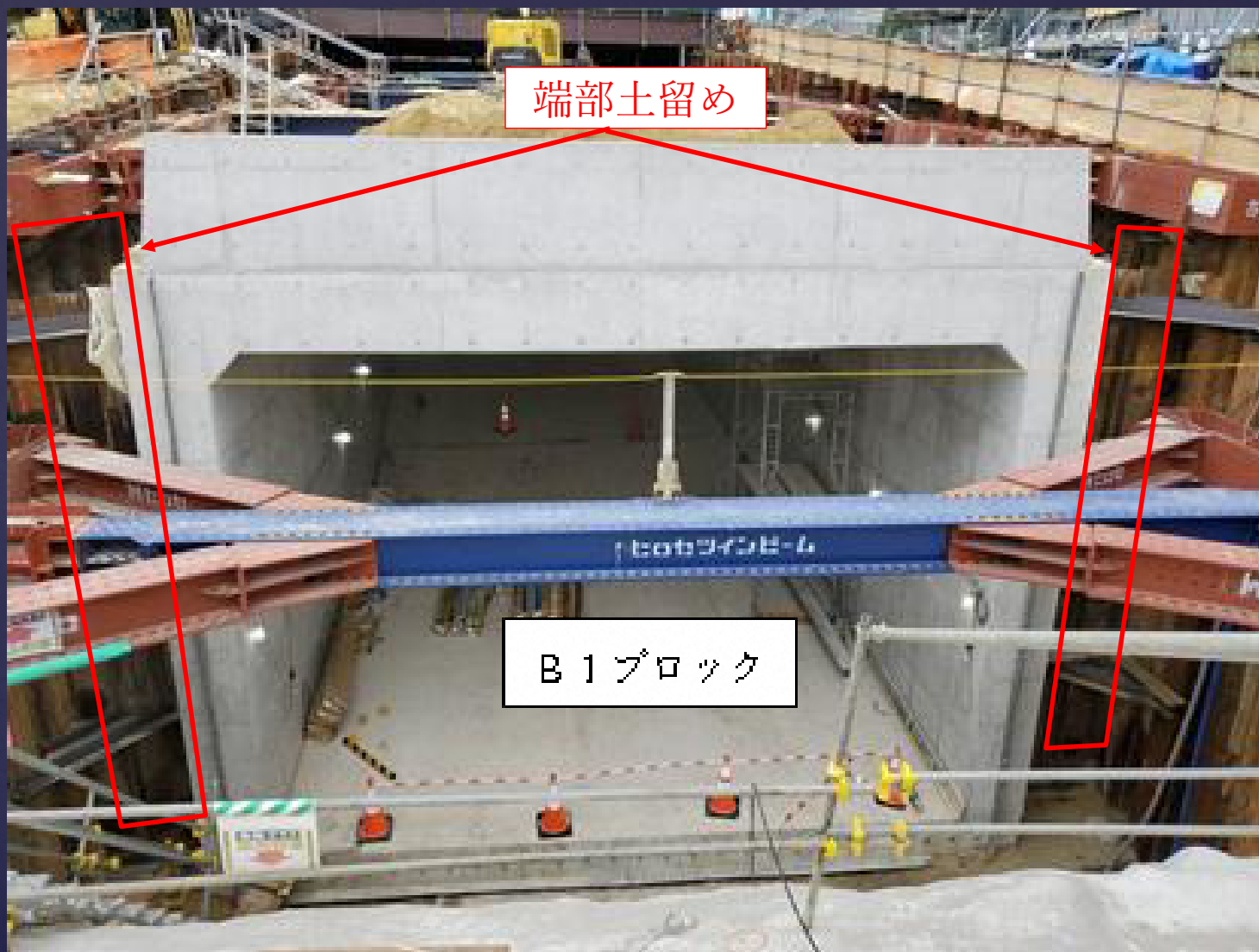
現場打ちボックスカルバート)

【写真1】



転石を含んだ土砂で埋戻しを行った場合、十分な転圧ができず空隙が生じ、将来的に道路の沈下や陥没の恐れがある。更には、埋戻し時にボックスカルバートの躯体に損傷を与えるリスクがあることから撤去し処分を行う。

【写真2】



B 1 及び B 7 ブロックの埋戻し端部に鋼矢板による土留めを追加する。